

処 分 等 の 種 類	業務停止 22 日間（業務停止期間 令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 2 月 22 日）	
事 実 発 生 年 月 日	令和 4 年 2 月 15 日	
事 実 探 知 の 動 機	紛争相談	
聴 聞 年 月 日	令和 4 年 11 月 29 日	
処 分 年 月 日	令和 5 年 1 月 16 日	
違 反 条 項 又 は 該 当 条 項	宅地建物取引業法第 34 条の 2 第 1 項、第 46 条第 2 項	
処 分 等 の 根 拠 条 項	宅地建物取引業法第 65 条第 2 項第 2 号	
被 処 分 者	商 号 又 は 名 称	株式会社アクシエイズム
	代 表 者	小林 三希子
	免許番号及び免許年月日	北海道知事 石狩（4）第 6871 号 平成 30 年 4 月 8 日
	主たる事務所の所在地	北海道札幌市中央区南二十五条西十一丁目 1 番 15 号
<p>処分等の理由</p> <p>1 令和 4 年 2 月 15 日付けで売買契約が締結された宅地建物の売買の媒介を行っているが、媒介契約締結時における書面を交付していない。 このことは、宅地建物取引業法第 34 条の 2 第 1 項の規定に違反し、同法第 65 条第 2 項第 2 号に該当する。</p> <p>2 上記 1 の媒介業務により、令和 4 年 2 月 15 日及び同年 2 月 28 日に仲介手数料及び F P 事務手数料の名目で限度額を超えた報酬を受領していた。 このことは、宅地建物取引業法第 46 条第 2 項の規定に違反し、同法第 65 条第 2 項第 2 号に該当する。</p>		
原 因 者	<ul style="list-style-type: none"> ・業者個人又は法人である業者の代表者（<u>取引士資格あり</u>／なし） ・代表者以外の役員又は政令使用人（取引士資格あり／なし） ・一般セールスマン（取引士資格あり／なし） 	

（記載上の注意）

- 1 記入該当事項がないときは、該当欄に斜線を引いてください。
- 2 違反条項又は該当条項欄は、違反態様が重複するものについては、主な違反条文とその他の違反条文（従）とに分けて記載してください。この場合、主な違反条文は、必ず一つとしてください。
- 3 処分等の理由欄は、違反事実がよくわかるように具体的に記載してください。
- 4 原因者欄は、該当するものに○をつけてください。原因者とは、トラブルの中で実質的に責任が最も重いと判断される者をいい、複数の取引が原因で複数の者が責任ある場合には、2 つ以上の○をつけても構いません。